

## 鴻ノ池陸上競技場大型照明設備修繕契約書（案）

- 1 修繕業務の名称 鴻ノ池陸上競技場大型照明設備修繕
- 2 履 行 場 所 奈良市法蓮佐保山四丁目 地内
- 3 着 手 時 期 令和 年 月 日
- 4 履 行 期 限 令和 年 月 日
- 5 修 繕 料 金 円  
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計額 金 円)  
〔 ( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に限り記入してください。〕
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により鴻ノ池陸上競技場大型照明設備修繕に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、頭書の修繕業務（以下「修繕業務」という。）の処理を受注者に発注し、受注者は、これを受注する。

（処理の方法）

第2条 受注者は、頭書の修繕料をもって、頭書の期間内に、修繕業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、修繕業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して修繕業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、修繕業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（器具材料の負担等）

第4条 受注者は、修繕業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

2 発注者は、受注者が修繕業務を処理するについて直接必要とする電力、用水及びガスがあるときは、受注者に無償で供給するものとする。

（委託期間の延長）

第5条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、契約期間内に修繕業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞等）

第6条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に修繕業務を完了することができない場合において、契約期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金を付して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、修繕料につき、延長日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅延日数に応じ、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(修繕業務の内容の変更等)

第7条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、修繕業務の内容を変更し、又は修繕業務の処理を一時中止することができる。この場合において、修繕料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了の報告及び確認等)

第8条 受注者は、修繕業務を完了したときは、修繕業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、修繕業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。

(修繕料の支払)

第9条 受注者は、修繕業務の完了について発注者の確認を受けた後、次項の定めるところにより、発注者に対して修繕料の支払を請求するものとする。

2 修繕料の支払いについては、別表のとおりとし前条の確認の結果支払うものとする。発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、修繕料を受注者に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 受注者は、修繕業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 修繕業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により、修繕業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第15条 受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、修繕業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

2 受注者は、成果品（修繕業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（違約金）

第16条 受注者の責めに帰すべき理由により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

（管轄裁判所）

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

（協議）

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者